

同外一件(篠田弘作君紹介)(第一六一二号)
同(高見三郎君紹介)(第一六一二号)
同(藤尾弘吉君紹介)(第一六一三号)
同(山口喜久一郎君紹介)(第一六一四号)
同(江崎真澄君紹介)(第一六七八号)
同(遠藤三郎君紹介)(第一六七九号)
同(小沢佐重喜君紹介)(第一六八〇号)
同(大坪保雄君紹介)(第一六八一号)
同(床次徳二君紹介)(第一六八二号)
同(藤山愛一郎君紹介)(第一六八三号)
同(松田竹千代君紹介)(第一六八四号)
同(森田重次郎君紹介)(第一六八五号)
同(早稲田柳右エ門君紹介)(第一六八六号)
戦傷病者の子女の育英資金等に関する請願(田村元君紹介)(第一五四九号)
同(中野四郎君紹介)(第一五五〇号)
同(藤井勝志君紹介)(第一五五一号)
ローマ字つづり方の統一に関する請願(賀屋興宜君紹介)(第一六一七号)
公立特殊教育諸学校の非義務学年の学級編制及び教職員定数に関する法律制定に関する請願(川村義義君紹介)(第一六一八号)
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正に関する請願(川村義義君紹介)(第一六一九号)
心臓病の子供の病、虚弱児学校、学級増設に関する請願(本島百合子君紹介)(第一六五〇号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

日本学術振興会法案(内閣提出第九〇号)
文教行政の基本施策に関する件

○床次委員長

これより会議を開きます。
内閣提出の日本学術振興会法案を議題とし、審査を進めます。
質疑の通告がありますので、これを許します。
西岡武夫君。

○西岡委員 日本学術振興会法案につきまして御質問をいたします。

初めに、大臣にお尋ねいたしますが、日本学術振興会、これは昭和七年に財団法人として創立されて、ことしで三十五年の歴史を持っているわけですが、特にこれを特殊法人に今日しなければならぬ理由について、まずお尋ねをいたします。

○榎木國務大臣

お答えいたします。
最近、科学研究が非常に盛んになりまして、その範囲は非常に複雑多岐になってまいりました。この学術振興の奨励という観点からいいますと、この学術振興の奨励という観点からいいますと、純粋な学術的な奨励という観点からいいますと、純粋な学術的な奨励を必要とするという問題が非常に多くございまして、こういう問題につきましては、官庁みずからいたしませんというところは非常に不適当であるという面がございます。で、従来民間の団体にこれを委託してやるといふ状況でございました。そういう意味で財団法人日本学術振興会がこの事業を代行してまいりました。でございます。しかし、その事業の内容は、事実におきましては国が行なう奨励施策でございます。で、その遂行にあたりましては国自身が相当配慮しなければならぬ密接な関係がございます。したがって、純粋な財団法人団体でなしに、これを政府の密接な関係において特殊法人にいたす必要があるということが一つの理由でございます。

そのほかにおいても一つの問題は、国際学術交流ということをしていまして、研究の協力、あるいは日米学術の協力あるいは研究の協力、あるいはアフリカでございますとか西アジア地方にまで、この学術研究、いわゆる共同研究を外国とやっておるわけでございますが、こういう場合におきまして、純粋な民間団体でございます。と、国際的な信用力と申しますか、こういう面においてしばしば都合な問題も起こったのでござ

いますので、ここでやはり、国際信用という面から申しましてもこれを特殊法人にする必要がある。

なおまた、学術の振興から申しますと、相当優秀な学術的な教養のある者、あるいはまた語学等のすぐれた方、こういう方をやはり必要といたします。そういうためには、どうしてもこの財団法人ではそういう優秀な方をお願いするわけにいかない。やはりその待遇におきまして、国家公務員と大体差のないような、いわゆる特殊法人にする必要がある。

以上のような理由で特殊法人にすることが必要でございますので、お願いをしておるわけでございます。

○西岡委員 昭和三十三年でございましたが、当時やはり特殊法人化というものが計画されたかに聞き及びますけれども、それが当時実現を見なかつた特に理由があつたら、その点についてちょっと御説明をいただきたいと思ひます。

○天城政府委員

財団法人の日本学術振興会を強化していきなさいという話は前々からございまして、お話のように、そのころたしか大きな基金を持った財団をつくつたらどうかという話がございます。この特殊法人化の問題もそのころ起きたことは事実でございます。しかし、特に何か支障があつたわけではございませんが、まだ機が熟さないままそのときには実現しなかつた、こういうふうに理解いたしております。

○西岡委員 ここで、これまで学術振興会と密接な関係にありました日本学術会議、この日本学術会議というものの性格、使命というもののについて御説明をいただきたいと思ひます。

○榎木國務大臣 御承知のように、終戦直後におきまして学術新体制の問題が起りました。わが国の学術体制を新しく組織がえをするという問題が起りました。その当時に、帝国学士院、それから学術研究会議及び財団法人の日本学術振興会、これらのものをあわせ論議するため、御承知のように学術体制刷新委員会というのがござい

て、この学術新体制の問題が論議されました。そして学術研究会議はこれを廃止いたしました。これを日本学術会議にかえるということで、学者の選挙によりましてこの学術会議が新設されました。それから帝国学士院は学術会議の管轄下に置かれたわけでございますが、これは後にだんだん変遷いたしました。現在のように文部省の所管に変わつてまいりましたのでございます。そこで、この財団法人の学術振興会やはり民間の奨励機関として存置する、しかし、実際は、学術会議は学者の意見をまとめまして、日本の学術はいかにあるべきかというこの決議機関でございます。この決議を政府に建議をいたしまして、その建議に基づいて政府が実際の学術行政を行なうというところでございまして、学術会議自体は事業を行なう性質を持っておりますので、この日本学術振興会をその傘下の、実際に学術会議の決議をいたしましたものを学術振興会に実施をさせるという意味におきまして、実施機関として学術会議の關係下部団体のような形で置かれたのでございます。

○西岡委員 そうしますと、学術会議の、いまおっしゃたのは下部団体、学術会議の決定に基づいて事業を行なうという意味でございまして、

○天城政府委員 いま大臣が申し上げたようなござつて戦後の新学術体制ができたわけでございますが、御存じのとおり、学術会議は会議体でございますから、必要は施策につきましては政府に勧告するなり答申するなりいたしまして、關係の部局を通じて実施するといふ結びつきが本来の姿でございます。ただ、学術会議は直接実施するといふ機関ではありませんが、学術会議で考えたものについては、学術振興会というしにせの団体がありますから、これを残しておいて、こういう機関でやらせたいいのではないかと考へ方、財団法人として現在の学術振興会が存在しておるわけでありまして、したがって、行政上のルールから申しますと、学術会議は政府機関でござい

ますし、建議や意見がある場合には政府に答申し、勧告し、政府の機関を通じて実施する。ただ、実際にやる仕事で民間機関でやるほうがベターなものがあるから、そのことを考えると財団法人で残したほうがいいのではないかと、こういう形で残っております。その意味で、実質的に学術会議とかなり深い関係があるというふうな一般に理解されておると思うのでございます。

○西岡委員 現在の学術振興会について、昭和二十六年でございましたか、日本学術会議が日本学術振興会のあり方を審議するために第三十二委員会というものを設けて、そこでもいろいろ考え方をまとめた、それに基づいて日本学術振興会の性格づけがなされたということが記録にあるわけですが、そういうことに基づいて日本学術振興会の性格づけがなされたという理解でよろしいでしょうか。

○天城政府委員 時期といたしましてはちよつといふ私、記憶がはっきりいたしません、学術会議におきまして、会長の提案として、学術会議と学振の仕事とを緊密にやうていこうという意味の話があったことは、私も記憶いたしております。

○西岡委員 大臣にお尋ねをいたしますが、財団法人日本学術振興会の今回の特殊法人化について、日本学術会議から申し入れがあったということとを聞いておりますが、その申し入れの内容について、どういふものであったか御説明いただきたいと思います。

○榎木国務大臣 お尋ねのとおり、日本学術会議から申し入れがございました。その申し入れの全文を一応ここで読ませていただきます。「今国会に提案された日本学術振興会法案に、日本学術会議との関係について何等の規定をみないことは、まことに遺憾である。わが国学術の振興発展をはかることを任務とする本会議は、従来の経過と新しく設立されようとする振興会の目的、性格にかんがみ、同会と密接な関連をもつことは当然であると考え、政府はこの点についての措置に遺憾のないよう取り計らわれることを第四十八回総会

の議に基づき、強く要望する。」というもので、本年四月に政府に提出されたものでございます。

○西岡委員 その申し入れに對する大臣の御見解というものを承りたいと思ひます。

○榎木国務大臣 学術会議の申し入れのとおり、日本学術振興会は、その歴史的な過程から申しまして、学術会議と密接な関係を保持してまいつておるのでございます。ただ、今回法案としてこの問題を表面に条文上取り入れたとしましては、これは特殊法人になりまして、存在が、国のいわゆる代行機関となるわけでございます。そこで、その学術振興会に何かいふような表立った正規の方法といたしましては、仕事をやることを勧告いたした場合には、学術会議といたしましてこれは政府に勧告になるわけでございます。その政府に勧告になりましたものを受けて、この特殊法人に学術会議の勧告を尊重してやらせるといふことが、事実この法的な関係によりましては正しいことだと存じますので、学術会議との関係を直接にいたしませんでした。しかし、実質的には、言われるとおり学術会議と密接な関係を持つべきものでございまして、この申し入れを受けて、私、学術会議の会長、副会長等ともよく話し合ひをいたしまして、この日本学術振興会が特殊法人として成立いたしました際におきましては、十分学術会議との意思の疎通なり連絡をいたしますように、両者において常に意見をまとめてそういう方法を具体的に考えていく、こういうことで完全に会長、副会長とも私も意見が一致しておるわけでございます。今後特殊法人になりました場合におきましては、実際上そういうことについて何らの不都合のないように、新しい法人のあり方について十分連絡をとり、調整をまいりたい、こういうふうに考えております。

○西岡委員 そうしますと、その具体的な関係の持ち方というものについて、もう少し具体的に考察がございましたらお尋ねをいたしたい。

○榎木国務大臣 実はいろいろの中にも、何か法的な規定がないのは遺憾であると書いておられます。学術会議の中におきまして、この決定を見る前におきまして相当内部的に論議がございまして、あるいはこの法案の修正その他についても申し入れをすべきだといふ意見もあつたようでございます。しかし、結論といたしましては、学術会議の全体の意思としてはこの法案の修正には及ばなかつたのであります。で、一番問題になりますのは、評議員会でございますか、これに對して学術会議から何名というふうなことを規定したらどうかといふことが問題点ではないかと思ひますが、實際問題として評議員の任命につきましては、その一部だけこのきめ方をあらかじめ決定しておくのは法律上どうか、こう考えられます。しかし、實質上は、この学術会議から相当の評議員が出たいただくといふことはできると思ひますし、なおまた、事務的な平素の問題におきまして、学術会議との間に連絡会議と申しますか、こういうものを具体的ににつくりまして、そういう点については万遺漏のないように今後つとめてまいるといふつもりでございます。

○西岡委員 今回、この学術振興会が財団から特殊法人に変わることになるわけですが、諸外国における学術振興の推進機関といふものはどういふ形態で運営されているか、簡単にけつこうでございませうから、御説明をいただきたい。

○天城政府委員 外国におきまして学術振興に関する事業をどういふ機関が行なつてゐるかという御質問でございますが、國によりましてかなり形態が違ふと思ひます。

二、三の例を申し上げますと、いま一番研究費をたくさん使つておりますアメリカの例で申しますと、これは国立科学財団、ナショナル・サイエンス・フアウンデーションという機関がございまして、これは一九五〇年、政府が科学を基礎から振興して科学技術者の研究を強化するために設置されたものでございまして、全額政府資金で運営されております。これはたいへんな人員を擁してお

りまして、専門の科学者六百人ぐらいを擁して、人員からいいますと千人ぐらいの規模の大きな機関でございます。活動といたしましては、研究費の助成ですとか、あるいは研究施設の建設費の補助、貸し付け、あるいは各種のフェローシップの供与、それからアメリカの行なつております南極観測事業の実施もこの行なつております。日米科学協力などの国際協力事業も、この機関が担当いたしておるわけでございます。

それからイギリスでございますが、これも研究関係の機関がいろいろございまして、これも最近の実態は教育科学担当の国務大臣ができておりますので、その所轄する研究会と申していいと思ひますが、研究会という機関がございまして、ここを中心に、研究費の割り当てを中心に学術振興の仕事をしてゐる。この研究会の職員――まあ職員といふことになると思ひますが、各分野の研究があるいは研究団体のメンバーのうちから、いま申した教育科学担当の国務大臣が任命いたしておるわけでございます。その仕事は、この会議が幾つかの研究機関を維持してありますので、その運営をいたしております。それからその他の研究機関への補助あるいは大学、カレッジへの研究費の補助、また大学院学生の奨学金とかフェローシップ、特に国際関係の仕事を担当いたしております。御存じの欧州原子核研究機構、スイスにございましてCERN、あるいは欧州の宇宙空間研究機構ESRO、これらの国際機関との関係をこの機関が分担いたしておる、こういうわけでございます。

それから、フランスが有名な国立科学研究センターといふものを持っております。このセンターは教育大臣の管轄に置かれております。これは公法人と日本で言つていい性格を持つておると思ひます。このセンターは、大きく分けて二つの任務を持つております。一つは科学研究の振興、それからセンター自体で研究機関を持つておりますものから、その研究機関の運営をいたしております。

各国とも実態は必ずしも同一ではございませんけれども、最近科学研究の振興に關しまして新しい機構を設け、かなり国費を投入いたしてやつておるといふのが実情でございます。

○西岡委員 次に、条文に従つて若干御質問をいたしますが、それに先立ちまして第四条に、「振興会の基本金は、附則第九条第三項の規定により三々とございまして、この現在の日本學術振興会の基本財産、これが基本金になるわけでありまして、ところが、附則第九条の一項に、「振興会においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。」というふうに条文はなつてゐるわけでございます。そうしますと、「申し出ることができる。」というところは、申し出なくともいいというところにもなるわけであつて、この点こういう規定でいいのかどうか、この点をお尋ねしたいと思います。

○天城政府委員 御指摘のように、この財団法人を母体いたしました特殊法人が設置される場合の方法に關する問題だと思つてございまして、第九條で昭和七年十二月二十八日に設立された財団法人日本學術振興会は、寄附行為に定めるところにより、設立委員に対して、振興会においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。」と、この「申し出ることができる。」という点の御質問だと思つて、これにつきまして、この九條が引き継ぎの規定でございまして、最後の四項におきまして、四條の規定によりまして特殊法人が成立したときに、この財団の解散の登記等を職権でできる規定がここにございまして、九條第一項の規定は、財団法人が一切の権利、義務を承継すべき旨を申し出るかいなか財団の任意にゆだねられてゐるという意味ではございまして、民法の財団とかあるいは普通の財団の寄付行為によつて認められておりません。こういう行為を行なう権能を特に法律上付与した。「申し出ることができる。」というの、そういう権能を付与した、こういうふうになつておられるわけでございます。したがうい

して、この九條の一連の規定によりまして一切の権利、義務が引き継がれますと、これを受けて御指摘の第四條の規定が生きてくる、こういうふう

これは、財団法人を母体いたしました特殊法人を設置する場合の一つの法律上の形式でございまして、これと似たような同趣旨の規定を設けておられますものとしては、アジア經濟研究所法あるいは海外技術協力事業団法、これはみな前に財団がございまして、それを母体にして特殊法人をつくつてまいりました。あるいは海外移住事業団法等がこういう方法をとつておりますので、われわれもその方式、最近の立法例に従つて、法制局との審議におきましてもこの方法でいいことになつたので、このように規定したわけでございます。

○西岡委員 わかりました。大臣にお尋ねをいたしますが、第十條に、役員

の任命権は文部大臣にあるとありますが、その役員

が、この學術振興会には評議員会制度をとつたわけ

容から見ますと、學術振興に關する學界の専門的

な意見、あるいは産學協同研究事業がこの仕事と

してかなり期待されてゐますので、産業界の意見

あるいは關係行政機關の國の學術振興施策に關する

意見、これらのいろいろな意見がここに集約されるわけ

の課を設けて、共同研究事業、それからもう一方

の課でもつて國際事業關係を處理するといふ考

方でございます。

職員といひましては小規模でございまして、

ただいま申し上げました二部制を考へております

ので、二部長以下勤務員まで含めまして、予算的な準備

あるいは共同研究を促進するために両者のあつせんを行なうというようなことを中心に考えているわけでありまして、実は学振の従来からの仕事に最も特色あるものがこれでございます。昭和八年以来、学界と産業界の研究者をもつて組織する各種の研究委員会をあつせんしてつづけてまいりてきておりますが、現在でも研究委員会は三十ございまして、委員は千五、六百人、学振のあつせんによつて共同研究をいたしておるわけでありまして、新しい振興会は、この仕事を引き継いで積極的に行なつてまいりたいと考えております。

第三号の学術の国際協力事業でございますが、これは最近非常に国際協力事業が多くなつてまいりまして、国が直接いたしますと、相手方のいろいろな機関の性格とかあるいは事業の運営等について弾力的にいかない場合がございますので、最近も新しい国際協力事業を学振の委託事業として行なつてきております。大きなものとしては、三十七年から行なつております日米科学協力研究事業でございますが、これはこの共同研究に参加する日本人研究者の研究費、研究旅費等はすべて学振を通じて支出したわけでございますし、また、その他の国際事業を現在行なつてゐる例を申し上げますと、宇宙線の研究、これはインド、ボリビア宇宙線の研究で非常に適当な研究所でございます。関係の国の研究者と宇宙線の研究をいたしております。そのための経費をここから出してあります。また海洋生物研究、これはイタリアのナポリの臨海実験場が世界的に有名な機関であります。ここにおきます海洋生物研究について、日本の学者の参加について応援をいたしております。また地城研究で、現在は中近東からアフリカのほうまで及んでおります。現在テヘランとナイロビに暫定的な基地を設けて地城研究が行なわれておりますが、これらの経費も学振から補助をいたしております。

そのほか、人の交流が国際協力で非常に大きな問題になつておりまして、外国人の研究者を日本に呼ぶ、これは非常に高度の研究者が短期間来る

場合と、それから中堅の学者が長期間滞在するという場合がございます。われわれは、外国人流動研究員制度を、先ほど申した内地の流動研究員制度と同じように、外国人に対しては流動研究員制度を現在行なつておりますし、また外国人の研究員に対するフェローシップ、外国人奨学金制度を行なつておりますが、これは国内に対するのと同じような考え方で、国際協力の一環として行なつておるわけでございます。

それから第四号は、「優秀な学術の研究者の育成に關し、研究者に研究を奨励するための資金を支給する」、これは単なる育英会で行なつておる奨学資金とは違ひまして、主として大学院の博士課程を修了して非常に将来性のある、現時点におきましても活動的な若い研究者たち、この研究者がなおその研究を続けていくるやうにという意味での研究費と、それからある意味では給与に該当します研究奨励金、現在二万五千円の研究奨励金であります。それを支給するというやり方をいたしております。大体毎年百名くらいこの奨励研究員制度で採用しておりますが、これが第四号で考えております事業のおもなものでございます。

それから五番目の学術情報の調査あるいは提供、研究制度の普及、学術情報ということが学術振興において非常に大きな仕事になつてきておりまして、国際的にも国内的にも、いろいろな分野から日本の学術情報の円滑な運営ということが期待されております。御存じのとおり、科学技術の情報センターがございまして、科学技術庁の所管に情報センターがございまして、ここで考えておりますことは、むしろいろいろな分野で行なわれております学術の実態を、学術情報資料の案内所と申します。あるいは交通整理と申します。ここへ来るとどこにどういふ情報資料があるというところがわかるような機能を果たしていきたい。最近ユネスコあるいは日米会議等からも、日本の文獻

の国際交流センターをつくつてほしいとか、あるいは日本の文獻翻訳、クリアリングハウスの設置というように要望も出ておりますので、それらを

受けまして学振の新しい仕事に盛つていきたいと考えております。現在は、まだこういう仕事は活発に行なつておるわけではございません。そのほか学術普及講座ですとか、専門学術講演会、あるいは学術図書、雑誌の刊行等、これらのことが、この結果を利用し供するとか、あるいは研究成果を普及するといふ仕事に入つてくると思ひます。現在「学術月報」といふのを財団で発行しております。これは二十三年から続けておりますが、毎月千八百部の学術情報の内容を盛つた雑誌を刊行いたしております。これらの仕事を今後も拡大して続けていく、このように考えておるわけでございます。

○西岡委員 二十条で特に二項を立てて規定しておりますが、これは特に何か付属の研究所みたいなものを持つとか、そういうふうなことが予想されるわけでしょうか。

○天城政府委員 一応法律的には申し上げたようなことを予想しておりますが、なお学術振興に關しましては、今後いろいろなことが考えられますので、一応本会の目的に即する限りは新しい仕事ができる道を残している。一方、現在特に新しい研究所を設置するとか、特別な機関を持つというふうな具体的な考え方は持つておりません。

○西岡委員 先ほど局長の御説明、二十条の二のいゝゆる産学協同の問題ですが、現在財団法人学術振興会が、維持会といふものを組織しておると申しますか、持つておるわけでありまして、その仕事は今後どういふ形で引き継がれるか、御説明をいたしたいと思ひます。

○天城政府委員 現在の財団に、維持会といふものが御指摘のとおりでございます。「維持会」は、本会の目的趣旨に賛同し、維持会を組織して本会に協力援助するものとする。という規定が、現在の財団法人の寄付行為にございまして、現在の状況をちょっと申し上げますと、維持会員は特別会員と普通会員に分かれておりまして、約千八百人ほどの会員が数えられるわけでございます。特に振興会の事業のうち、産学協同事業に対する資金援助を主として行なつてゐるのが維持会でございます。今後は、特殊法人でございますので、いまの適当な形で維持会を内部の組織として置くことは適当でございますが、この維持会の持つてまいりました意味と、それからこれを通じて産学協同事業を推進してきたといふこの趣旨はぜひ生かしてまいりたいと思ひます。新しい特殊法人があつてほしいと思ひまして、この維持会の実質的機能が行なわれるような措置を続けていきたい、かように現在考えておるわけでございます。

○西岡委員 この振興会が行なう援助の対象、これに選定の基準というふうなものがあるにございませうか。

○天城政府委員 援助の場合の選定の基準という御質問でございますが、たとえばフェローシップの採用でございますが、あるいは国際共同事業の経費の支出のしかた等、例で申し上げますと奨励研究員でございまして、奨励研究員の採用のために専門の機関を内部に設けて一定の選考基準を設けて、一般の応募を受けてその中から奨励研究員を選考するといふようなやり方をいたしております。こまかいことは省略いたしますけれども、その選考基準を定めておまして、それによつて選考いたしておるのが実情でございます。

また、たとえば日米科学協力事業の例を申し上げますと、これは日米両国側に学者で構成された委員会が設けられますので、その学者の委員会の、両者の会議で一致したテーマに対して振興会が必要なる研究費なり旅費なりを支給するといふやり方をいたしております。したがつて、両者からいろいろな議題が出てまいりますので、その議題をその両方にあらかじめ設けられております学者の委員会でも十分検討して一致したものとして申しますのは、日米科学のような場合には、両方に研究能力があり、対等であるものといふ前提に立つております。そこでできたものについて日本側の経費は学振が負担するといふ、こういうふうな考え方をしております。それぞれのやり方について

て従来とも一定のルールをもつて実施をいたしておるわけでございます。

○西岡委員 二十一条に規定しております業務内容についての文部大臣の認可の権限は、どの程度まで具体的に及ぶのか、局長からでっこうでございいますから、御説明ください。

○天城政府委員 振興会の行なう業務範囲につきましては、ただいま御説明申し上げましたように、二十条の規定によって大体範囲が示されておりますが業務執行の方法につきましては、特別の規定がなく一応振興会の判断にまかせられておるわけでございます。しかし、振興会自身としては、いま申し上げたようないろいろなルールを定めて、あるいは基準を定めて仕事をいたしております。ただ、国といたしまして、これが現在のところ全額補助金で行なわれておりますので、業務執行方法あるいは業務を適確に執行して目的を達成するために必要な条件となるものでございいますので、業務執行の基本的事項には業務方法書というものををつくりまして、これを文部大臣の認可にかかわらしめる、こういう考え方をとおしておるわけでございます。これは一般に他の特殊法人につきましても業務方法書というものはみなつくりまして、主務大臣の認可にかかわらしていただくわけでございます。したがって、業務方法書の認可という形で法人の業務執行の適正を担保していきたい、こう考えておるわけでございます。その内容につきましては、先ほど申しました二十条のいろいろな事業がこれから出てまいります。その中で、いま申しました流動研究員ですとかあるいは国際協力事業、それぞれこの振興会で、先ほど申しましたような一応の基準ですが、あるいは研究員の採択の方針等をきめてまいりますので、そういう事項につきまして認可にかかわらしめていくという考え方でおります。

○西岡委員 日本学術振興会の、附則第九条第三項によって引き継ぐ一切の権利、義務というものはどういふものがあるか。簡単でけっこうでございます。

○天城政府委員 現在の振興会の事業から大体予定されておりますものとして、権利関係といたしましては、基本財産を持っておりまして、それから銀行預金、定期預金を持っておりまして、それから「学術月報」その他圖書の出版権を持っておりまして、これは二十条の二項にも該当することになると思いますが、現在ユネスココーポンの販売権というものを保持しております。ユネスコの学術圖書、器材の販売をいたします。学者が学術圖書あるいは器材を国際的に買う場合に、通貨にかかわってユネスココーポンというものを発行してその便宜をはかっているわけでございますが、その取り扱い機関として、日本では現在まで財団がただ一つ指定されております。したがって、ユネスココーポンの販売権というものをこの機関が保持しております。これが権利として考えられます。その他庁用の備品、一切、不動産関係、あるいは商社関係の未収金がございます。それば、こういうものもみな権利に入ってくるかと思ひます。

義務といたしましては、この法人が解散されるまでに実施した事業に関して発生した義務がいろいろ出るかと思ひます。たとえば研究生に対する研究費とか滞在費とか奨励金の支給義務、採用したということになれば支給義務が残つておると思ひます。それから、法人と職員の雇用契約関係の義務、これらの問題がこの中に包含されると思ひます。

○西岡委員 わが国の現在の学術奨励財団の数がもしおわかりでしたら、わからなければけっこうでございますが、どれくらいあるか。資産総額などもわかりますか。……わからなければけっこうでございます。

○天城政府委員 学術奨励財団が大体二百くらいございますが、ちょっといま手元にこまかい資料がございませんので、後ほど詳細に調べまして御報告いたします。

○西岡委員 アメリカの場合、大体財団が一万五千ばかりあつて、そのやっている仕事と政府が特

に力を入れていられる分野とのいわゆる調整、協調関係というものが非常に密接に行なわれているというのを聞いておるわけでございますが、今後日本学術振興会が、この学術奨励財団との間にそういう意味での協調をはかる、そういう中心的存在になるという考えはあらわれるかどうか、お尋ねをいたしたいと思います。

○天城政府委員 いま個々の財団の行なつております事業をすべて了知しておりませんけれども、大体の傾向をいたしまして、学術研究費の補助あるいはフェローシップの供与というのが日本の他の団体の仕事でございます。ここで、学振で考えております先ほど申し上げた仕事というのは、現在のところほかの財団がやっていることと正面から重複したり、ぶつかったりするものではないかと私考えておるのでございますが、たとえば奨励研究生にいたしまして、学振のやつておる専門を生かすべき目的を持っていて本来の自分の、たまたま大学とか研究機関にポストが得られないために、志を曲げてほかのほうに行つてはたいへんだという人になお研究を続けさせるために、ポストが見つかるまで援助するというような、非常に目的がはっきりいたしております。したがって、一般の奨励金とはかなり目的が違つてはなないかと思ひます。

それから、先ほど全貌というお話がございましたけれども、たとえば日本では一般に援助団体として非常に大きなものとしては、軽金属奨学会というのがございます。また、東洋レーヨンの科学振興会というのがございます。これは必ずしも基礎的な研究ではなくて、広い意味の科学技術振興のための財団でございます。また、作行会あるいは松永記念科学振興財団、あるいは武田科学振興財団等、いろいろ財団がございますけれども、学振がねらつておりますような、主として基礎的な研究あるいは研究者の援助、国際的な学術協力といううような仕事に全面的に乗り出しておられる財団というものは、日本ではただいまないと思つております。

○西岡委員 これまでも指摘をされてきたところでありまして、いわゆる頭脳流出の問題についてであります。これが非常に、わが国のこれから資本の自由化を迎えて、ますます技術開発その他に関連して重大な問題の一つであるかと考へるわけでありますが、いわゆる頭脳流出の現状というものがどういふふうになつておるか、またこれについての対策、それについてはこの学術振興会なども直接、間接に相当の役割りを果たさなければいけないと考へるわけでありますが、その点についてお考えを承りたいと思ひます。

○天城政府委員 頭脳の流出の問題が、ただいま非常にやまやましい問題になつております。科学技術庁と文部省と共同いたしまして、過去五年間の調査いたしましたところによりますと、短期もしくは長期にわたりまして研究者が海外に参りましたのが、大体六千人くらいに達しております。しかし、その中で短期で――六カ月以上について調べたのでございますが、大体一年とか二年、三年くらい滞在して帰つてきておる。向こうに永住と申しますが、向こうに雇われて定職についておる者につきましては、その調査では百四十四人でございます。必ずしもその数としてもその数として多くはございませんけれども、そういう人の研究成果とか研究力というのは、非常に高く評価されておる方が多いのでございます。そこで、やはり日本にとどめておる研究者の待遇を改善する必要があると思ひます。それにはどうして、基本的には日本におきまして科学研究者の待遇を改善いたしますとか、あるいはまた画期的にひとつ、今問題になつております科学研究費、学術研究に對します経費について相当思い切つた国の援助をいたしまして、内地におきましても学者が十分満足して研究できるような処置をとることが必要ではないか。特にまた、いま御指摘もございましたけれども、一面においてそういうことを

防々意味から申ししても、今後學術振興会におきまして、十分海外との學者の交流を盛んにし、日本から海外に行く學者ばかりでなく、外国からも日本に交流の意味におきまして學者を呼びまして、そうして海外との交流關係を緊密にしていく、そういうことによりまして、むしろ逆に日本から流出することを防いでいくというのが、今後私どものとるべき手段ではないかと思つておる次第でございます。

○西岡委員 最後に、要望とあわせて大臣のお考えを承りたいのでありますが、今回のこの法案の一つの問題点と申しますのは、やはりこれまで財団法人であつた日本學術振興会が特殊法人になることによつて、自由な學術研究の振興がいわゆる官僚的なワクをはめられるのではないかと、このころにあると思われぬわけでありまして、でき得る限りこれが自主的に運営されるように望まれるわけでありまして、それについての大臣のお考えを最後に承りたいと思ひます。

○榎木國務大臣 これは、特殊法人にいたしました理由は、一面において今度の特殊法人たる學術振興会が行ないます事業が、やはり國の行ないます事業をかわつて行なうという意味がございますので、學術振興会の行ないます事業につきましては、先ほども局長からお答えいたしましたように、業務方法書とかあるいは事業計画とか、こういったような外ワクにつきましては一応國が認可をしてまいりたい。しかし、その實際の實施面につきましては、あくまで學者なり、その専門的な判断力を利用するためにこういう特殊法人にしたのでありますから、その面におきましては振興会が自主的に行なつていく、なおまた、そういう際におきまして、これは文部省なりそういう役所的な考え方でなしに、先ほども申しましたように日本學術會議というやうな、一つの政府機關でございますけれども、學者、權威者の集まりでございますので、そういったやうな方面からの意見も十分この振興会が學者的な意味におきまして自主的に取り入れていく、こういう形をとつて運営し

てまいりたい、そう考へております。

○西岡委員 以上で終わります。

○床次委員長 ただいまの西岡君の質疑に關連して、長谷川正三君から發言を求められております。これを許します。

○長谷川(正)委員 本日から日本學術振興会法案の審議に入つたわけでありまして、この機会に文部當局に資料の提出を要求したいと思ひます。ただいま西岡委員からもいろいろ御質問がありましたが、この法案は、今後の日本の學術研究上にきつめて重大な影響のある法案であることが、ただいまの質問からも大いにうかがわれるわけでありまして、この法案がただ簡単に成立すればいいというようなものであつてはならないと思ひます。非常にそういう重大な意味がありますので、本委員会においては、十分今後の日本の學術振興の上に誤りのない、しかも非常な将来の發展を望み得る審議をしなければならぬと思ひますので、そういう意味では、ただいままでに提出されました資料はこの法案の提案理由なり、本文なりあるいは附則等の關係についての關係条文等をあげた程度でありまして、いままの御質問にもあるありましたように、これはいろいろな経過もあり、問題点もたくさん伏在しておりますから、それに関係する資料はできるだけ整備してひとつ全委員に御提出を願ひ、ほんとうに慎重な審議ができるように御配慮願ひたいと思ひます。

そういう意味におきまして、従来の財団法人の日本學術振興会の会則と申しますか、そういうものの、財産、役員その他事業の今日までの概要、そういうものをまずひとつ出していただきたい。それから、これとたいへん關係の深い日本學術會議あるいは日本學士院等に関する資料も、できるだけ整備して御提出を願ひたい。それから、西岡委員から最後のほうで御質問がありました、日本における學術振興に關する民間の団体なり、その事業の概略あるいはそれに使われております経費、こういったものの概算がわかりますならば、これはやはりあわせて本法案の審議の重要な資料とならうかと思ひますので、ぜひこの点も、これはなかなか切りがないことと思ひますが、早急に調査し得る範圍でけっこうでございますから、御提出をお願いしたいと思ひます。

以上です。

○榎木國務大臣 長谷川委員が申されますとおり、この特殊法人たる學術振興会は、今後日本の學術の振興につきまして重大な役割りを占めるものと思ひます。したがういふ、この國會におきまして十分なる御審議をいただき、今後のあり方につきましてもまた十分御考慮を願ひたいと思ひます。ただ、この法案は、長年特殊法人として成立するということについて念願をしてまいつたのでございまして、なお、この特殊法人の成立は政府内部におきまして認められることも非常に困難でございまして、これだけは特殊のものといひましたし、政府も決意をしたわけでございますので、ぜひひとつ十分なる御審議をいただきますことをひとえにお願いいたしますと同時に、ただいま申されましたやうな資料を提出いたしますについては、私のほうでできるだけの努力をいたしまして、御配付を申し上げるやうに努力をいたす考えでございます。

○床次委員長 次に、文教行政の基本施策に關する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。

小林信一君。

○小林委員 實は、私は前から行政全般についての御質問を申し上げようと思ひをしておつたんですが、いろいろな都合でその機会が得られず今日になつたわけですが、その一つが、特にいま政府が提案をしてまいりましたこの學術振興会法にも關係を持つておりますので、その問題からいろいろお聞きをしていきたいと思います。したがういふ、継続したやうな形でもつて御答弁を願ひたいと思ひます。

第一番に、この法案の提案理由の説明を拝見

たしますと——いま大臣は、非常に重大な問題であつてこの経緯については非常に努力をした、したがういふその点も理解し、慎重に検討してもらいたいというやうなお話があつたのですが、しかし、ここに書かれてあります提案理由を拝見いたしますと、何かいまの日本の置かれておる現状というやうなものを忘れておつて、こういうことをしなければならぬからというその仕事のほうに主目的を置いて、そして提案理由に揭げてありますやうに、今日の現状はかくかくであるというものは何かつけ足しのような気がするのです。もしそういうやうな御精神で、文部行政というものが現在の學術振興あるいは科學技術振興というやうなものに當たつておるとするならば、これは非常に残念なことだと思ひます。第一番の、「現代世界の著しい特色であり、三々といふことで、『今や國に課せられた重要な責務であると考えます。』というやうな条項は、十年前に科學技術の振興を非常に強く叫んだころのこととは何ら変わりはない。それ以来日本の經濟あるいは科學技術は進展をし、それが世界情勢の中でいまだどういふ立場に置かれておるかというやうな点を、私は何か忘れておるやうな気がするのですが、特にこういうことをお述べになつておる点はどこにその根拠を置かれるのか、まず第一点としてお聞きをしたいと思ひます。

○榎木國務大臣 もちろん學術の振興は、提案理由に書いてありますやうに現下の非常に重要な問題でございますが、これは十年前にやはり日本が申したのと内容的には変わらないではないかというお尋ねであらうかと思ひます。しかし、最近におきまして日本の特に科學技術は、世界に伍して相當進歩してまいりましたけれども、その過程におきましては、主として導入技術と申しますか、外國の技術を日本が導入いたしましたして、世界のレベルに達するといふ努力が払われてまいりました。しかし、今日におきまして特に資本の自由化が行なわれてまいりますと、これは技術導入というやうなことに日本がたよつておるわけにはま

いらない。日本自体の力で、この日本の産業が外国の資本を導入しないで、これと競争していくという力を持つていかなければならぬ。それには、どうしても基本になりますのは、日本におきまする科学技術の独自の力でこれを開発していくという能力を養成することが、現下の非常に重要な段階になっておると思います。そういう意味から申しまして、私どもとしましては、同じことばで表現してありますけれども、科学技術の振興を必要としますその内容は非常に異なつたものがある、非常に高度のものが要請されておると思うのでございます。

○小林委員 ですから、こういう大きな目的を述べられるときには、私はやはり、その真意というものををつけるほど、いまの事態というものはこの点に大きな期待があるのじゃないかと思うのです。法案の内容を見れば、大臣の権限が至るところに非常に強くにじみ出ているし、そしていろいろ資料をお伺いしますが、その経過等を見ますと、日本のほんとうの学術振興というふうなものと必ずしも一致しておらないいろいろな問題点があるわけなんです、そういう内容、経過というふうなものを含め、私はこの学術振興というものについては、私はいかなければならぬと考えるわけなんです。そういう点で、いま大臣は簡単に技術を導入した、こういうふうにおっしゃってありますけれども、それは意図的に技術の導入をしたのか、日本の科学振興というものがそれに間に合わなかつたのか、あるいは政府の施策、経済の高度成長政策というものの不足しておつたというふうな考え方を私はこの際お聞きしなければならぬと思うのです。簡単に、それはもう意図的に技術の導入をやつたのだというのか、いろいろな点から間に合わなかつたというのか、こういう点も強く、きびしく反省をした中で、今後の学術振興あるいは

技術振興というものを考えていかなければならぬいろいろな事態だと思ふのです。それは最近のいろいろな企業家の意見を聞きましても、この資本の自由化の問題に対しては相当な動揺がありまう。その動揺の中で、いままでではこうだつたが今後はこうしなければならぬというふうな、そういう決意が強く盛り上げられておるし、それから学者等から、この資本自由化にどういうふうな今後日本の経済なりあるいは学術というものが沿つていかなければならぬかというところで、いろいろな意見が出ておるわけなんです。したがつて私は、これから政府として、またその政府の施策の中で、文部大臣に課せられておる任務というものは特にまた大きいと思うのです。そういうものをどういうふうな考えられておるかという点をこれからお聞きしたいと思ふのです。

その前に、いま大臣から、これから自主的な面での学術研究をしていかなければならぬというお話があつたのですが、そのあたりのほうにこういうことが書いてあります。「一方、最近の学術研究の急速な進展に伴い、共同研究を通じての研究の組織化、二体の共同研究ということが書いてありますから、この共同研究というものは、これは国内の共同研究だと思ふのですが、この共同研究をどういうふうな形でやつていくのか、いままではこの共同研究が、どういう点で欠陥があつたかというふうな点をお聞きしたいと思ふのです。」

それから続きまして、いまの大臣の自主的な学術研究というふうなことはまた違つた意味で、「国際化の傾向が強まるとともに、また研究の規模も拡大の一途を辿つております。これは国際化をさらに強調していくのか、自主的な面を強く持つていくと同時に国際化をはかるというのか、こゝろの御意図を明確にさせていただきたいと思ひます。」

○鈴木国務大臣 終戦直後におきまして、諸外国と日本の科学技術の進歩というものに相当の格差がございましたことは認めざるを得ないと思ひ

ます。そういう意味から申しまして、早急に日本の科学技術を振興するためにある程度技術導入をいたしましたことは、これはやむを得なかつたと思ふのでございますが、今日の状態におきましては、やはり外国のすでに研究いたしましたものを取り入れるというだけではどうしても足りませんので、これはどうしても日本が自力でこの研究を大いに、外国に負けないように、新しい日本の進歩した技術開発ということが非常に必要だと思ひます。そこで、学術振興会の事業でござりますが、これはアメリカの国の機関としてあります財団に比しますと、全く内容的には雲泥の差といつていいと思ひます。まだわずかに振興会の事業として緒に付いただけでございますが、しかし、これが特殊法人として成立いたしました今後におきましては、私はやはり、この振興会の事業を思い切つて拡充していつて、そして外国に負けないような研究の助成ということをやつてまいらなければならぬと思ひます。

共同研究の問題でお尋ねがございましたが、もちろん、ただいま文部省でやっております科学研究費におきましても、できるだけ共同研究ということをお奨励しておるわけでございますが、これは基礎的な研究において、各大学の教授等におきまして共同研究というのをやつておるわけでございます。しかし、学術振興会がねらいます共同研究は、やはり産業界におきましますいろいろな問題とあるいは新しい技術の研究開発というふうな問題につきまして、できるだけ共同研究を進めてまいりたい。いままた、特に科学の面におきましては、国際的にもいろいろな問題が共同研究ということを取り上げられております。たとえば、太平洋の全体の問題でござりますとか、あるいは生物学的問題でござりますとか、あるいはまた地球物理の問題でござりますとか、これらの問題につきまして、国際的に学者の共同研究というのが強く主張されておるのでござります。これは一面におきまして国内におきまします共同研究を助長してまいるばかりでなく、一面、また国際的な共同研

究も大いに盛んにしてまいりたい、これが学術振興会の一つの大きな使命であらうかと思ひます。

○小林委員 大臣のおっしゃる中にいろいろ問題があるのですが、それがそういう細部な問題までお聞きして、そしてこの際日本の学術振興、技術振興を考えていかなければならぬというぐらゐに、おそろく国全体がこの問題には最も神経をとがらしてゐると思ふのです。そこで、いま大臣は、この学術振興会を思ひきつて国も助成をして、そしてこれを基礎にして日本の学術研究をはかる、こういうふうにおっしゃつたのです。この法案には別にそういうところはないのですが、今後思い切つてこれに何か金をつぎ込むというお考えですか。

○鈴木国務大臣 これは、いままで財団法人をしてやらせました事業内容というものは非常にその限界があつたわけでございます。特殊法人にいたしましたのも、やはりほんとうに財団法人では十分な成果があげ得ないのでござりますから、特殊法人にした以上は、これはやはり日本の学術振興のために、相当これに對しまして政府が力を入れてこの事業の拡充をはかつてまいりたい、そういう念願でござります。

○小林委員 大体そうおっしゃるなら、さしあつてどれくらい国から金をつぎ込む予定であるか、いまそれが予想できるならばおっしゃつていただきたいと思ふのですが、思い切つたものをひとつ……。

○鈴木国務大臣 これはだんだん検討してまいりまして、四十三年の予算から相当なことを考えてまいりたいと思ひます。

○小林委員 それだから、文部大臣の権限というものは一段と強化してあると考へていいわけですか。

○鈴木国務大臣 これは、財団法人の時代からでもそうでござりますが、その事業の内容につきましては、ほとんどが全額国の援助でやつてまいるわけでござります。したがつて、その予算的措置というものは、もちろん振興会から事業の内容に

ついで、あらかじめの話はございますけれども、結論といたしましては政府が全部予算でこれを処置するという関係になりますので、事業計画の大体につきましては、文部省がこれを政府として決定するという形になるわけでございます。しかし、その実施にあたりましては、予算のワク内において実施することになる。これは業務方法書なり事業計画になると思いますが、その実施にあたりましては、なぜ政府がみずからやらぬで特殊法人にしたかといえ、やはり学者としての一つの判断力ということがこの法人の非常に重要な役割でございまして、この自主性を尊重してまいり、こういう形になると存じます。

○小林委員 非常にそれが重大な問題であつて、学者の自由な研究というものを伸ばすことができる財団法人になるのか、あるいは官僚制制的なものになつて、いま学界にも非常に問題があるのですが、そういう学界の中に一つの文部省の意向というものを通していくというふうなものになりはしないかというものが、ぼくらの非常におそれている点でありまして、そういう点はまた、各条文案項によりまして一々検討する中で私は詳しくしてまいりたいと思つております。そこで、いま大臣が、いまの学術振興会もすべて国の財政でまかなつておると言つておられますが、ことしの予算三億三千万円ですか、そのうち国のほうから一億一千万、そして二億が日米協力の組織から出ているのですが、この日米協力というのは日本の金とアメリカの金と合わせたものであるか、その内容を聞きたいことと、そしてもう一つは、そういうものから金をもらつておれば、先ごろ問題になりました日本の学者が盛んに米軍から援助を受けました。それに対しては必ずその研究の報告をしてあるのですが、この日本学術振興会はそういうふうなものはないのかどうか、そういう点を詳しくひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○鈴木国務大臣 この七月に入りまして、近く外務省で日米科学協力会議が開催されるわけでございます。これは両方から対等の同数の人間を出し

まして、そして協力をいたします議題及び研究の内容、範囲その他実際の実施面を協議して決定するわけでございますが、その協議して決定いたしました研究については全く日米対等にこれを行なひまして、日本側で研究いたしますものは全部日本側が出す。その金が実は予算に計上してあります二億でございます。アメリカ側で使います研究費はアメリカが出す。そして、その学問研究におきまして、あくまで対等の力なり関係におきまして協力をすることとございまして、このごろ国会でいろいろ問題になるようなものとは全然趣旨が違つてございまして、いま振興会に出しております一億幾らと、この二億は日米協力関係で出しておりますけれども、日本側の研究なりに使うところの経費でございます。

○小林委員 日本側の研究に使う、したがつてその金は日米共同でもつて出しているけれども、そのところをもう少し明確にしたい。私の聞きたいのは、研究したものを日本のものにそのままするのか、アメリカにもやはりこれを報告するのか、ということ。大臣が全然違つた、こうおっしゃつたけれども、米軍から援助をもらつたものは、必ず報告はアメリカにしてありますよ。そういうような任務というものはないのかどうか。○鈴木国務大臣 振興会で計上しております二億は日本だけで使つてございまして、それからアメリカで使つてのアメリカで計上してあります。この合同会議というものに合一されまして、それが一つになつて支出されるというものでございせん。全然別々に支出をいたしておるのでございせん。なおまた、その研究成果の報告書は、もちろん両国の政府に対してなされるということでございます。

○天城政府委員 ただいま大臣の申しましたことを補足させていただきますけれども、先ほどもちょっと申し上げたわけでございますが、両国の学者が委員会を構成しまして、その学者の間で一致したテーマにつきまして研究テーマをきめる。しかも両方に実力のある研究課題を取り上げると

いうやり方をいたしております。したがつて、いましてテーマがきまりますと日本側の研究者の研究費は日本政府が見る。これが学振を通じて二億計上されております。アメリカ側の研究者の費用は、先ほど申しました国立科学財団、NSFが分担いたしております。その結果は両国の学会に報告する。学会誌ないし学会で発表いたします。こういうのが日米科学の仕組みでございます。

○小林委員 学問に国境があつてはならない、こういうような高い見地でもつて学問をやることは必要だと思つております。またそうでなければならぬと思つております。しかし、鈴木文部大臣のように、それと同じような態度で臨んでおるかどうかと、いうことは非常に問題でありまして、こういう点に國民は疑惑を持っておるわけなんです。

これはまたあとで問題にしたいと思つておりますが、米軍からもつた援助問題について、きのうもテレビに出ておりましたが、横浜の市立大学ですが、これは学者の間で検討して、やっぱりもうじやないかといふような決議をしたその経緯から見ましても、必ずしもわれわれが考えているように良心的な、学問には国境がないといふふうな、そんな考えではないと思つております。そこで、私は、先ほどの共同研究の問題と国際間の問題について私の考えを申し上げて、ひとつ大臣のお考えを聞きたいと思つております。共同研究の問題です。簡単に共同研究、共同研究と言つても、いまこの共同研究といふことはさまざま内容を持つて使われているのです。だから私はそれをお聞きしたいのですが、いま大臣は大学と学者と産業界、こういうふうなもの、共同研究といふことを言つておられますが、学者と、学校といふもの、研究所がある、それと産業界、こういうもの、の一体の研究、共同研究もある。そして、いま盛んに事業家の人たちが言つております共同研究といふのは、大きな企業は、これは独自で研究

所がつくれる、研究機関がつくれる。しかし、小さい会社といふものはとても自分一人ではつくれないから、小さな会社が集まつて共同研究しようではないかといふ共同研究もある。そして、いま大臣のおっしゃるように、学者と産業界だけの共同研究といふふうなものもあるといふくらいに、この共同研究の問題についても、いま日本のいわゆる資本の自由化、貿易の自由化、こういう問題に対して非常に神経をとがらしておるのがこの共同研究です。こういうものに、文教行政を預かる当局としては、一貫をした一つのものを持つていかなければならぬと思つて。そして、可能な範囲でそういうものの指導をしていかなければならぬと、きだして私は思つております。

それから国際化の問題ですが、この国際化の問題について、きのう、これは大臣もごらんになつたかもしれませんが、朝日新聞の夕刊に——もうあらゆる新聞が取り扱つておるわけなんです、ゆうべ見ました中に、OECDが日本の科学政策について調査をしている。だから外国でも日本の学術研究あるいは技術研究、こういうふうなものについては調査をしているわけなんです。外国が日本を調査しておるわけなんです。したがつて、そういう点では、それ以上の調査、研究といふふうなものを大臣は持たなければならぬと思つて、それが、そこで、昨秋の科学政策委員会が系統的な批判としてこういうことを述べておる。日本が技術導入にたよるを得なかつたために、日本の研究開発が導入技術に適應するよう型に限られてしまつた、こういうふうな外国では日本の異常な経済成長といふものを見て、一体どういふわけだとか、今後はどうなるといふところまで彼らは研究する。そういうふうな研究をしていかなければ、この経済競争といふものに、あるいはこういう科学伸展といふものに、それだけの国が、おくれましてしまふといふわけでしょう。日本を、きわめて良心的に国際化をはかつていくといふふうな——もちろん、それも私は否定はいたしません

ん。しかし、そういう美辭麗句だけで、もしそれが本心であるとするならば、これは非常に危険なものでもある。アメリカが日本の学者を動員するといふふうなことも、アメリカの学者には高い賃金を払わなければならない。しかし、日本の学者なら安い賃金でもって研究させることができる。そしてその研究したものを集めて、それが単にアメリカの産業だけでなく、ベトナムの戦争にもこれが相当に使われておるといふようなところに、私も是非に心配をしておるわけなんです。が、国際化というこの問題について、私はそういう一つの心配もしておるわけです。

もう一つ、これは、アメリカの経営学者のアベグレンという人ですが、これはおそらく学術研究という問題でなく、それから次に発展した問題でしようが、日本に対しては、独自性がなく、最新でもない技術を与えるのが得策である。技術提携は日本が競争相手になるような危険のないものを選び。これはもちろん商人から、あくまでも自分がもうけるということを主体にしておるかもしれない。しかし、とにかく科学技術、学術研究を基礎にしたものは、いま世界的にはそういうふうな競争をしておるわけです。大臣がさっき太平洋という問題をおっしゃったのですが、太平洋の上に飛んでおられますあのテレビ中継をする人工衛星、一体これなんかは、あれは年は忘れませんが、これから何年かたつとこれをこの権利にするか、おそらくアメリカがあれを独占するといふふうな形になって、どこの国でも簡単に飛べることができないような、宇宙に対する権利まで彼らはこの学術研究の中にもうすでに意図を持っておるわけです。私は決して否定はしないけれども、ただこの条文どおりに受け取るわけにいかない、こう思うのですが、大臣の学術振興あるいは科学技術振興に対する、いまの情勢の中で持っておるお考えをお述べ願いたいと思うのです。

がねらっておりますのは、そういう産業界の応用研究という面ではないので、本質的には基礎研究に属するものでございます。この基礎研究の面から申しますと、必ずしもそう外国からの批判を受けるような状態でなしに、私は、やはり日本が相当世界的に高く評価される研究者なり研究能力を持つておると考えておるのでございます。もちろん、外国から申しますと、日本の科学研究を調査するといふことは、いま申されましたが、日本もまたこの外国の学術研究の情報を得るということには非常に大事なことだと思つて、学術研究におきまして情報の必要なることは申すまでもありません。科学情報センターがああいうように活動しておるばかりではなく、この学術振興会も今後情報を集めまして日本の学者に提供し、そして、より高く日本の基礎研究が成り立ちますようにまいていけば、決して私は、世界からさげすまれるような形にはないと確信をいたしておるものでございます。

○小林委員 確かに応用面の、したがってその基礎の学術研究、それをもつてどうこうするといふわけにはいかぬかもしれぬけれども、やはり常識とすれば、その国の科学技術がいまどういふふうな状態にあるかというならば、その国の学術研究がどうであるかということ、私はそれから類推して判断してもいいと思うのです。私は、そういう意味で今後の経済競争というふうなものの中に、いかに日本の学術振興をさせるかという点についてお聞きしたわけです。

そこで、私の最もお聞きしようと思う点へ返りますが、先ほど最初に申しましたように、この資本の自由化という問題に対して政府はどういう対策を講じようとしておるのか。それに対して文部大臣に課せられております任務というものはどういふものであるか、これをお聞きしたいと思うのです。

○榎本國務大臣 資本の自由化によりまして主としてその影響を受けるのは日本の産業界でございますし、大資本の産業もござりますが、特に大

きな影響を及ぼすと考えますのは、あるいは農業関係でございますとか中小企業関係とか、こういうものが資本の自由化によって大きな影響を受けると思ひます。そういう意味におきまして、資本の自由化におきまして、政府がいたしまして一つの段階を設けまして、できるだけ急速にわが国の産業界が混乱をしないという対策を講じていく。それには、やはりいま申しましたように、日本産業自体が非常に重要になってまいっていることが一番必要なことだと思ひます。そこで文部省として、その資本の自由化に対していかに力をつくすか、責任は、やはりあくまでこの科学技術の振興と申しますか、独力で外国に負けないだけの能力を開発し、そして新しい科学技術の分野をみずから力で開拓していくという力をつけることが一番必要であり、これが文部省の分担いたします部分だと考えております。

○小林委員 結局、さつき大臣がおっしゃったように、自主的な技術開発というところが一番大事な問題だと思ひます。それについて一言だけだけです。一体文部大臣は、ことしの予算を編成する中で、あるいは文部行政を行なう中で、具体的にどういふ面であらういふふうなものをもちたになつておいでになるかどうか。残念ながら、私も、さつきもこの振興会の問題でお話があったのですが、振興会へ金をたくさんつぎ込むというのと同時に、もつと大学の研究室あたりに金をつぎ込んだらどうか。米軍の疑わしいような援助を受けて学者諸君が勉強しておる、そういう問題をまづ先にこれを排除する、そして、この学術研究というものももちろん力を入れなければならぬけれども、そうした一般的なものに力を入れるといふふうなものはなくて、そうして盛んに大臣はこの学術振興会へ力を入れるといふふうなことで、われわれには非常に何か不満、心配があるわけなんです。したがって、この自主的な技術開発をやるとは言うけれども、一体どこにどういふふうな力を入れていくのか、それを私はお聞きしたいと思ひます。

○榎本國務大臣 実は、来年のことを言うと思ひますけれども、私、文部省の来年度の予算編成につきましての科学研究費の増額というところは、最重要政策として考えてまいりたいと思ひます。この国会で問題になりました米国防十年間約三億八千万円でございます。わづかに三億八千万円、これまで日本の学者がそういう外国から金をもらわなければならないという実情に置きましては、一面におきまして、私はやはり文部省の責任であつたと思ひます。そういう意味から申しまして、科学研究につきまして学者が研究する場合において、そういうような必要のないように十分この際画期的な、学術研究費に對しての施策を政府は行なうべきだといふことを考えておるのでございまして、そういう意味におきまして、私は四十三年度の予算編成にあたりましては、これが最重要政策の一つだと覚悟していかなければならぬと考えておる次第でございます。

○小林委員 文部省の責任である、したがって来年度は最重要政策としてこの問題に取り組み、三億八千万くらいのもので学者が外国から金をもらった、それがどうなつたといふふうなことを言われるのは、これは全く国民としても嘆かわしい次第で、文部大臣がそういう決意を持つてもらうことは非常にうれしいのですが、しかし、あまりにそれは時期を失しておるんじゃないかと思ひます。大体大臣がどういふふうにお考えになつておるか知りませんが、経済成長政策の中で、先ほど技術を導入して経済成長をやつた、これはやむを得なかつた、しかし、それで日本の経済が伸展をしたといふ、その陰には一つの防波堤があつたと思ひます。それは外国為替法とかあるいは外国資本に関する法律とかいふようなものが一つの防波堤になつて、完全製品を日本に輸入させない、そういう一方に措置をしておきながら、外国の技術を導入して日本の高度成長をはかつたと思ひます。そういうふうなやりくりをした日本の

経済成長であったわけですね。しかし、その中には、もうすでに新しく安保条約を締結する際に、経済協力というふうなものである中で、こういうものがアメリカと交換をされて、そして経済協力という非常にありがたいものをもらいながら、だんだん貿易の自由化が促進され、何回かの会議を行なう中に、日本の貿易の自由化というものは九十何%まで運び込むような形にされてしまった。当然、もうあとは資本の自由化ということがくるわけですよ。したがって、一応技術導入で経済成長をやっておる、そのときに、文部大臣がおっしゃるように、文部省に経済発展のかががあるのだという考えを持っておるならば、それまでに一番の基礎である学術研究の振興をはかたり、あるいは自主的な技術開発をはかる政策がなければならなかったと思うのです。しかも資本の自由化は四十六年をめぐって完成しようとしておる。来年やりますというところは、非常に意気込みは尊敬いたしますけれども、何かおそいような気がするわけですね。なお私は具体的なものも聞きしたいと思うのですが、私のおそ過ぎるという点について、実はこういうふうな事情があったのだというならばお伺いしたいと思うのです。

○鈴木木野郎 木野郎の面では、ごいせんけれども、日本が貿易の自由化をやって、今度また資本の自由化をやっているわけですが、貿易の自由化をやりますときに、やはり日本としては非常な決意が要ったわけでありまして。しかし、今度の資本の自由化につきましても、たいへんな決意が要るわけですが、これはしかし、日本の真の経済なり日本の力を養っていくためには一つの試練であり、これを乗り越えていかなければ、国際市場に日本の一人立ちということではないのか。私は、その意味におきまして、これに対して国民的な努力をいたしまして、この資本の自由化に対処してまいりたいということ、日本の負わされた大きな使命であると思うのでございます。そういう意味で私もその試練を受けておりますので、これに対処していかねければならぬと思います。いま、そういう意味におきましておそ過ぎるじやないかという御質疑につきましましては、全く私も、これはそうではないと申し上げるあれは持ちません。ただ、科学研究費の増額なりについては、文部省は文部省なりある程度の率をもちまして年々増加をいたしてまいりまして、たとえば教育研究費のごときは、戦後非常に少なかったのですが、戦前の域にまでは大体回復をいたしてまいりました。しかし、いよいよ資本の自由化に対処して、そして科学技術の面的な振興をいたしますためには、確かに施策としておそかったと思います。しかし、だからといって、いまからでもこれはやらなければならぬ問題だと私は思いますし、また事実やつていく決意をいたしておるわけでございます。

○小林委員 長くなりますから、またこの問題は何か時間をいただいてやりたいと思うのですが、いま国民的な責任を感じる、大臣としてのこれは使命であるというふうな強い決意を承ったのですが、私はその基本に、根本に、もつと文部省というものが、あるいは教育というものが日本の経済の基礎なんだ、土台なんだ、これは当然であつて、だれもこれに文句を言う人はないのですが、それを行政の中に確立をしていくということが、私は第一に望ましいと思うのです。しかし、いままでの経済成長政策というものをながめたとときに、先ほど申しましたような便宜的手段というものがとられておつたわけなんです。しかし、そのときに、すでに貿易の自由化とかあるいは資本の自由化という問題は、当然くるということは予想されたわけですね。決して外国からいられたもの、あるいは外国の圧力で資本の自由化がなされるわけじゃないと思うのです。それもあるかも知れぬけれども、安保条約の締結の中で経済協力というものが結ばれたときには、すでに、やがては資本の自由化をはかつていかねばならぬというものがあつたのですから、その根本に教育行政というものが日本の科学技術を進展さしめて、そして日本の経済の向上の基礎にならなければならぬというものがあつた以上は、そういうものの判断の中で、今日あるを予想して準備をしなければならなかったと思うのです。いまからだつておそくはない。当然のことです、やらなければならぬと思うのですが、そういう過去の反省というふうなものをしっかりと持って、もつと一般行政の中に、文部大臣の発言というものをそういう意味で強く持っていたら、そうして、これから日本の市場の中で外国資本と日本の資本が競争するわけなんです。しかもその背景には技術というものがあつた。その技術というものは、いままでのように簡単に日本に渡さない、利用させない、そういうものがあることは、私が申し上げるまでもないところでありまして。ことに、先ほど頭脳の流出の問題をおつしたのですが、とにかくこれは学術の面です。科学技術とは違った面があるかも知れませんが、こういうことをやっておるから、いわゆる科学技術の格差というものも出てくると思うのです。いま大臣は、外国に比べれば少ない、長期にわたつては百四十四人だ、アメリカへ行く六千人の二・六%だ、こういうふうにおつしてありますが、日本の科学者というものは大抵少ないからなんです、アメリカへイギリスから流出したものが千人あるといつておられます。西独からアメリカへ五百人行つておるといふおられます。そういうふうな、単に文部大臣は国際化というふうなことを言つておられますけれども、アメリカあたりはこういうふうな頭脳をますます自分が独占する。そうして今度は、おそろく、私はこの点も大臣にお聞きしたいと思うのですが、資本の自由化の行なわれるときには日本へ持つてくる技術なんというものは、私は応用面だと思つておるのです。いわゆる大臣のおっしゃる応用面。そうして、研究面というものは、学術研究という面ではこれは本國へ置く。だから、世界的な学術研究のマーケットというものの、センターというものはアメリカ本國へ置いて、そうして資本の自由化、貿易の自由化という大勢の中で応用面だけを各國に配分するというのが、私はアメリカの意

図じやないかと思うのです。そういうものの中に、いまからこの学術振興会を充実してやるんだとか、しかも、それも内容はともあれ、表面的には国際化を云々というふうな形でもって対処したら、そして科学技術の面がことしはだめだから来年から一年懸命やりましようというふうなことで、ほんとうに日本の経済政策というものが十分であるかどうか、これが不完全な状態で、怠った状態でもって進むから、今度は、たくさん政府の金を出して設備投資というふうな形でもってどんどん出していかねばならぬような状態になるわけですね。もつとそういう金を集め、学問研究、教育費に使うようなことをやるのが、私は日本の大事な点ではないかと考えておるわけなんです。この問題については時間がありませんから終りまして、私は一般質問として、一体政府はどういう資本の自由化に対する対策を講じ、その中から文部行政にはどういうものをい必要望し、大臣はどういう決意でこれに対処しておるか、いろいろの面を見ればそれらしい形勢というものは見られないというところから、心配のあまり申し上げたわけでありまして。

そこで、いままで大臣の文教行政という面では、私は予算の審議の中でも実はお伺いをしたいと思つておつたのですが、その機会が得られず今日になって、何か時期はずれのような感じがいたしますが、先ほど申し上げておりますように、文部大臣のなさることは非常に重大であるという点から、少し大臣の所信をお伺いするのです。まず、この「文部広報」というものを私はしつちゅう拜見しておるのですが、これはどこを、だれを対象にして出しておるか、まずそれからお伺いしたいと思うのです。

○岩間政務委員 「文部広報」の配付先でございますが、これはいまのところ学校、それから市町村の教育委員会、都道府県教育委員会、そういうところが対象になっております。

○小林委員 そうすると、対象は国民全体と考えても差しつかえないわけですか。

○岩間政府委員 私どもといたしましては、教育関係者全般を対象とするというふうな考え方で臨みたいと思っております。

○小林委員 教育者全般ということではなくて、国民全体にこれは見てもらうということでも差しつかえないと私は判断をするわけですが、そうすれば、この広報の持つておる使命というものは、非常に文教行政に対する国民の信頼というものを考へての広報でなければならぬと私は思うんですよ。しかし、この広報を、特に昭和四十二年六月三日に出した広報を見ると、何か文部省の狭い、何かにとらわれた気持ちというふうなものがあつて、教育はこれは教師と教えられる者との間の心の接触である、お互いの人格を尊重するといふ中に教育というものは成果をあげていくといふ仕事を省として、何か狭い根性を持ったようなものに受け取れるのです。それがいろいろな文部行政とからんで、私には多少遺憾なものがあるんです。私のほうが偏見かもしれせん。しかし、国民がそういう感情を持つとしたら、すなおにひとつ受け取つていただいて、そして大臣が、それはこうだというふうな理解をさしていただくような御答弁を私は願ひたいと思うのです。大臣も、自民党には属しておつても、しかし、教育行政を行なう場合に決して自民党的な意識は持たずに、あくまでも政治的な中立を堅持されてなさつておられると思う。したがつて、たとえ一教職員であろうとも、人格者としてその人の人格というものは尊重する、そういう気持ちには私は持たなければならぬと思うのですが、全部を申し上げている時間があるまいから、その二、三を拾ひ上げてみますが、これは大臣が、全国の教育委員長、教育長を集めての会議を開かれたときに所信を表明されたものであります。第一番に私はお尋ねしますが、こういう会議を持ったのは三十一年以来十一年ぶりである、ここに私はちょっと遺憾なところがあるのですが、ほんとうに三十一年以来十一年ぶりであるか。その間は、こういうような全体的な会議を持つて、いわゆる地方の意

向を聞くような機会を持たなかつたかどうか、これをお聞きしたいと思ひます。

○齋藤(正)政府委員 新しい教育委員会が発足後、年に一回教育委員長と教育長の会議を開くといふことで招集をしたことがございます。その後、教育委員長連絡協議会、それから教育長の連絡協議会といふものが合同で年に数回開いておりまして、その際に大臣はじめ文部省の関係者が行つてお話をするという機会があつたわけでございますが、その後、委員長会議と教育長会議の中におきまして、委員長が話を伺うことと教育長が話をする、あるいは討論をするといふのが一緒では、どうも問題の取り上げ方等について、あるいは聞くべき事項につきましても差があるもので、これを別個にしたほうがいいじゃないかといふことが過去一年間問題になつておりました。それで、年に一回だけは文部省として委員長会議と教育長会議を、予算が通つたようなときに文部省の予算説明とあわせ年度の課題を申し上げましよう、その他教員協議会自体の会合をお開きになる、その際には、もちろん求められれば関係者が行つてそのときどきの問題を御説明いたします、そういう形で、今回久しぶりにこの会合を年に一回は開くといふことで始めたわけでございます。

○小林委員 わかりました。しかし、予算をとりにくるときに、予算を分けながら文部省の意向を伝えるといふふうな文教政策のあり方ではなくて、常に大ぜいの人の意見を聞くといふ、ことに学校の先生の意見は聞く機会がないのが現状でありますので、私は特にこういう会議は主催してもらいたい、しかし陰に、裏に権力をひらめかして会議を開くような、そういう会議でないことをお願いしたいと思ひます。

そういう希望の中から、第一番に、勤務の適正化といふ問題を大臣が述べておられる。私たち、こゝやつて国会で文部行政全般を知ろうとするのですが、こゝいう一つの法案だけに終始して、なかなか全般的なものを伺う機会がないので残念です。したがつて、私はこゝいうものをたんに

ねんに拝見をして、いま文部省は何をしているのかといふふうな点を伺つておるわけなんです。この適正化のお話の中に、まず第一番に、「ILO第八十七号条約の発効とこれに伴う改正国内法の施行によつて新しい労使の関係が確立されたが、こゝいうふうな述べられておるが、ほんとうに新しい労使の関係といふものが確立しておるのか。それがどこでされておるのか。こゝいう以上は、大臣は確信を持つておいでになると思うのですが、その点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○齋藤(正)政府委員 教職員の組合に関しまして、ILO第八十七号条約に伴う改正国内法によつて幾つかのことがあらためて出てまいりました。はつきりしてまいりました。たとえば管理運営事項に関する事項がいわゆる職員団体との交渉事項でないこと、あるいはその交渉手続等について明定されたこと、また、当局のほうも職員団体の交渉に際すべき地位が明らかにされたこと、そういうようなことがはつきりしてきたわけでありまして、したがつて、従来職員団体と当局者との間に交渉をめぐりまして混乱があり、あるいは職員団体にいたしまして、交渉事項でないことにつきまじつての行動等によつて混乱があつたといふのが、この国内法の改正に伴ひまして、新たな出発点にきたといふ認識がわれわれはございます。そこで、そのことは管理者であります教育委員長の会議等でもはつきりいたしまして、こゝいう新しい国内法の精神に基づいて、労使の関係を正しなものにしていくということを特に注意する必要がありますからでございます。

○小林委員 これは確立といふことばを使つてありますが、一方的な判断ではないかといふのが私の考え方であつて、もっと労働組合の育成といふようなことは、大臣のやつぱり使命だとも思ひます。

そういう点でこの問題は差しおきますが、その次、「昨年十月二十一日、各位の再三の警告にもかかわらず、日本教職員組合の指令に基づき、こ

こでは日本教職員組合といふのを認めておるのかどうか、そういう名前があるから使つてあるのかどうか、そこら辺も実はお聞きしたいのです。が、「日本教職員組合の指令に基づき、二十九都道府県でいっせいで休職闘争が進行され、約十五万人に及ぶ教職員がこれに参加したことは、まことに遺憾なことである。」「警告にもかかわらずこゝういふことをしたことは遺憾なことである。」「このことでは、各教育委員会が厳正かつ適正な措置をとられたことに對して心から敬意を表するし、こゝである。」「こゝら辺に私は少し自分の氣にさわるものがあるのです。」「こゝういふことは、教育委員会に對しましては心から敬意を表する。一方においては、二十九都道府県の教員は一斉にかかるといふ行為をしたといふような印象になるのですが、そこで、一体この警告をする教育委員会の側にしまして、ほんとうに大臣が考へておるような気持ちでもつて警告をしておつたかどうか。教育委員の大方の人が、この物価高の中でもつて、一般の労働者は高い賃金をもらふことができるけれども、人事院勧告がなされてもそれが政府では毎年毎年実施されずに、五月にさかのぼることができない。こゝういふ点で先生方が何とかな人事院勧告を実施してもらいたい。もちろん大臣は、おそらくそれは表面であつて、もっと政治的な闘争があつたと言ふかも知れません。しかし、あのときの問題点は、やつぱり何といつても人事院勧告を完全に実施しろといふ問題だつたと思ひます。こゝういふ点では教育委員会の人たちは同情していただきます。しかし、授業放棄されては困る。したがつて、大臣が考へておるうちに、大臣のような気持ちでもつて警告を発するのではなくて、うまくやつてほしいといふようなことが大方のところの教育委員の考え方だと思ひます。それは私は問題にしません。問題にしないけれども、一面、片つ方に敬意を表する、一方は警告をしなればならぬといふような不屈なことをした、こゝういふような言ひ方をするのですがこゝういふ場合に、文教行政をやる大臣という立場からするならば、彼らがこゝうい

う行為をしなければならぬような点もわかる、わかるけれどもそれは違法である、こういうような一片の同情をする、何か理解をする、そういう一つの人格的な扱い方をするというものがこういう広報全体に欠けておつて、何かしつちゅう教員は敵であるかのような、そして教育委員会あるいは教育長というものは自分たちのほうの味方に引き入れて、そうして対立をする。少しこれはえげつないかも知れませんが、そういうような印象がここに出てくるわけです。いま申しましたような教育委員、地方の教育委員会、私はそういう事実をたくさんに見ているわけです。同情しているのです。もし大臣がこれに対して、そういう気持ちをするのだとおっしゃるなら私は聞きたいけれども、おそらく最近のうちに人事院勧告が出るでしょう。またこれに対して政府は同じような措置をとるといことが予想されるわけなんです。大臣がもしそういう事実というものを考えるならば、ことは絶対に、一人になつても人事院勧告があつた以上は人事院勧告を実施させる、実施しなければ私は関係を抜けるというくらいに決意があるかどうか。そういうふうなお気持ちがあつてこういうような話をされるなら私は納得できるけれども、ここに表面に置かれたようなものであれば、六十万が七十万の先生というものは、あなたとますます対立していくような形になる。そういう心配があるのですが、大臣の御見解をお聞かせ願ひたいと思います。

○鈴木国務大臣 教育委員会が日教組に對しまして同情を持っておつたということでございますが、この人事院勧告の完全実施に對しまして、それをいたすべき筋であり、同情と申しますか、勧告を完全実施すべきであるということにつきましては、教育委員会のみならず、私自身が強くその希望を持つておるものでございます。でございますから、同情しておるということと違法の行為をできるだけしないように勧告したということとは別だと思ひます。ただいまお尋ねのように、ことしもまた人事院勧告が近く出るでございましょう。人

事院勧告の時期につきまして、これは實際上の問題といたしまして、五月に調査して九月ころ勧告をして、それがまたさかのぼつて実施するという関係には、いまの予算制度からいへば非常に矛盾とか困難な問題を含んでおります。しかし、私どもといたしましては、先般も、これは春闘の関係によりまして三公社五現業に對しまする政府の態度についても話し合ひをしたのでございますが、やはり近く出る人事院勧告につきましても、その予算的措置はいか困難であらうとも、私は、その際におきましても、政府は人事院勧告をできるだけ完全実施することが労使関係を正常な労使関係に持つていくゆゑんではないかと思ひます。これは小林委員から申されるまでもなく、私としては、閣内においても今後強く主張してまいりたいという決意をしておるわけでございます。

○小林委員 その決意をもし全閣の先生方が知るなら、非常に感銘すると思うのです。しかし、残念ながら私には信憑できない。くやしければ、ここでももつてもう一べんやりまと言つてもいいと思ひますが、努力するということであつて、去年くらいのこととは絶対させないということは言えないと私は思ふのです。やはり大臣が何らかそこに踏み切れないものを——踏み切る決意があつてこそ、私は日本の教育をよくするものとがあらうと思ふのです。これからのいろいろな問題を私は申し上げて、教育の基本といふものがいま失われつつある、妙な問題から日教組と大臣が合わないといふふうな問題から、だんだん教育の本質が失われていく。そして、こういう一つの事象の問題について、私も、そういう思いやり、心がけが何方にあるか、私は日本の教育といふものはもつと、いま問題になりましたような科学技術振興の問題にも、大きな成果をあげていくことができると思ふのです。残念ながらそのところに常にみぞがある。すぐ対立感情といふものがあがえるといふふう

が、ことしの三公社五現業の賃上げ闘争の問題で、仲裁裁定まで入つたわけでございますが、そのときにもやはり関係間で十分話し合ひまして、この際労使関係を正常にするためには、当事者能力云々の問題もございしますが、政府は誠意を持つてその問題解決に当たるべきだ、これは閣内におきまして全閣僚一致した意見でございました。その際、やはり人事院の公務員に對しまする勧告につきましても、政府としては誠意を持つてこれにやるべきだといふはつきりした空気が、今日閣内にあると私は確信をいたしております。でございますから、そういう方向に向かつて私どもは十分努力するということをお願い申し上げます。その他の関係がございまして、私がこれを確実にしようとする——私は関係の一人でありましかれども、内閣全体としてこれを決意するかどうかは今日明言をいたしませんけれども、私は全力を注いで、ことしはひとつ、いままでの途中で勧告をはきつてやるという考え方をやめていくべきときがきておるのじやなからうか、それに対して全力を注いでやる、こういう気持ちでございします。

○小林委員 大臣、やはり私が念を押すように、できるだけ努力、私は一閣僚であるというように、ことに終つてしまふのですが、もつとそれ以上のものをこの際大臣が出していただくことが、私は、文部省と学校の先生たちとの間のみぞを除くものになるのじやないかと思ふのです。たとえば先生が聞いておらなくても、こういうふうな何か一方的な印象を受けるような言動といふものは、私はそういう中から抜いていくのじやないかと思ふのですが、それとも一つ大事なことは、大臣は、一般の労働賃金がどうなるから、当然ことは中途はんばなことをせずに、人事院勧告を完全実施するようにしていくことができるだらう、あるいはいかなければいけないといふふうなお考えですが、そこに問題があると思ふのです。これは制度です。ああいう人たちはスト権を奪つておる。その代償として人事院勧告、人事院制度といふものがあるわけです。それが完全

全に実施されないといふことは、制度を完全に生かしておらないといふことで、これは政治の大きな責任ではないですか。そういう意味からも、私はことしは生かすのだ。これは去年の十月二十一日の新聞です。私ははからずもとつておいたのですが、十月二十一日の各新聞の社説では、ストをやることについてはみんな反対です。どの新聞もみな反対です。しかし、人事院勧告を実施しない政府に對しては、きびしく批判しておることは事実ですよ。そういうものを父兄が聞き、あるいは教育委員会が聞き、そして文部省のほうからその一〇・二一の闘争は不届きである、嚴重に皆さんがこれを監督しなさいといふようなことを言つたつて、やはり下のほうは、大臣の言うような気持ちを持つて先生たちと接しておりませんよ。そういう実情といふものを——私は、ただ人事院勧告がこれから出るからということではなくて、教育行政の基本的な腹がまえの中に、私は持つていただかなければならぬのじやないかと思ふのです。時間が過ぎましたから、また私は時間をいただこうと思ふのですが、ついでに大臣にお聞きしておきますが、大臣の所信表明の中で、教職員の資質の向上、処遇の問題で努力をするというように、私は私にだめだと思ふのです。やはりやつてもらわなければだめだと思ふのですが、資質の向上の問題で私は先日こういうことを聞きました。実験学校といふもの、これは一つの政府の方針といふのか、これがあつてなされるわけですね。これは非常に大事なことでしよう。資質の向上で一番大事な点だと思ふのです。ところが、これが一つの県に十四校指定された。これは文部省が直接じゃないでしようが、文部省の意図に従つた県の計画でしよう、ところが、その一つの学校に実験校としての補助金が二万円です。そして一年じゅう、先生たちはその発表のために準備をし、研究を積んで、そして公開をやるわけです。そして先生方が県下から集まる。各種の問題について研究されま

旅費なんというものも、何か多分に文部省はくれておると思いますが、そんなところへ行く旅費なんというものはないのが実情です。もしあるというならば、言っていたかと思うのです。その二万円は実際かかる費用のどれくらいのものに当たるか。大体二、三十万円はかかっているらしいのです。資質の向上をするというけれども、文部省が金を出して、責任を持ってやる資質向上というふうなものがないじゃないか。それから処遇をよくする、こういうふうなお話がありますが、いま全国的に宿直の問題でもって先生方が問題を起こしております。大体どの県でも、そういう要求を、県段階あるいは地教委の段階でもってやっているとありますが、実際大臣は御承知ですか。普通の学校の先生が、宿直は一週間のうちに何日くらいあるか、知っていますか。こういう問題、これをお答え願いたいと思います。こういう超過勤務の問題というふうなことを、努力はしておると言いかねません。財政が伴う問題だから、不如意だから十分でないとは言いかねしれぬけれども、実際資質の向上をはかり、処遇の改善をやるというふうなことは私はそんなにりっぱなことばで言えないはずだと思ふのです。この点についてひとつ御答弁願います。

○鈴木国務大臣 当然、資質の向上をはかり、待遇改善をはかるのは、これは私どもの大きな責任だと思ひます。でございますから、もちろん十分であらうかと思ひますが、その努力目標はあくまで私どもは強く堅持してまいりたい。それで、それに対します努力は続けてまいっておるつもりでございます。いま申されました宿直の問題、超過勤務の問題につきましては、文部省として昨年一年この勤務の状況の調査をいたしました。これに基づきまして、私どもは責任を持ってこれを解決したいというふうに考へておるのでございます。その結果どういう形であろうかというのをいいたすかというところは、目下検討中でございますから、結論については申し上げることはできませんけれども、これは、必ず私は自分

で解決をしたいと決意をいたしておるわけでございます。

○小林委員 大体どれくらい宿直をやるか……。

○齋藤(正)政府委員 その点も、正確に全国どういふ分布になっておるかという点は、いま、ただいま大臣が申されました調査の集計中でございます。ただ、小規模学校にまいますと非常にひんぱんであるという実態がございますから、その点だけは何か早く、それぞれの市町村の段階でくふうがあればやってもいいというところは、これはいつか当委員会での御質問がありましたので、その点についての部分的な指導はいたしておりましたけれども、全国で何回行なわれて、そしてまた、先生が宿直をしない場合にどういふ形で行なわれている態様があるか等、正確なことは、調査によつてこれを現在分析を始めておるところでございますので、その結果が出ましたら、全国の態様をはつきりいたすと思ひます。

○小林委員 この実態調査中であるから、その結果を待つて結論を得たい。さっきの大臣のようにな必ず何とかしなすと言ふなら、局長の答弁は、これは各局長がそうですが、ほかの各省の局長の答弁と同じようなものでいいというふうにお考えになっておつたらだめですよ。やっぱり私は、真剣に、感動させるようなそういうものを持たなければ——ほんとうにあなた方、学校の先生にそういうことを要求しているのだ。だから、倫理綱領の問題もそういう中からあなた方が理論を出すわけですが、もっと誠意を持ってやらなければいかぬと思ふのです。私がいま知つてゐる小規模学校は、大体八人の先生たちの学校が多いのですが、そういう学校の先生の中には、男の先生が三人ぐらいですね、校長、教頭というものを大抜くわけですから、あるところは二人ぐらいで、しかたがないから校長さんも教頭さんも宿直をやるわけですよ。そうすると、大体一年のうち三分の一は学校に泊まるわけですよ。それも学校に泊つて安眠していればいいのですが、責任を持てているわけなんです。子供たちと離れ、奥さんとも離れて宿

直をやっている。そういう人たちの、これは長い間の問題ですよ。調査中である、調査が完了したら今度こそ必ずやります、そんなことを何回言つておつてもだめなんです。そういうところに何か感動させるような具体的なもの、しつかりとした仕事を私にしろもらいたいと思ふ。そういうことを、こういうものに書くなら幾らでも書けますわ、しゃべれますわ。しかし、そこからは教育は生まれてこないわけですよ。大臣という、あるいは次官という一つの仕事を完了することはできるかもしれないけれども、私は、この一片の紙は人を動かす紙でなければならぬと思ふのです。旅費の問題をお答え願ふのですが、旅費の問題をひとつ……。

○齋藤(正)政府委員 各県の旅費の配分問題は、たとえば一般的な普通旅費、それから研修旅費、赴任旅費、それぞれのワケに分けてまして、そうして積算をしているのが実態でございます。文部省といたしましては、これは実績負担でございますから、旅費の半額の負担をするというたてまえを、現在義務教育についてはとつておるわけでありまふ。しかし、文部省が予算を計上いたします場合には、いかなる単価でやるかということが、実際は府県予算の旅費の組み方に影響いたしますので、年々一人当たりの単価の増額というものは努力をいたしております。ことしも実は一般のものにつきましては単価の是正をしなかつたのでございまして、これは教員についてはとにかく上げてくれということで、若干単価増をはかりました。しかし、これももちろん十分ではございませんので、逐年その増額に努力してまいりたい、かように考へております。

○小林委員 こういう点を先生たちの代表というものと——私は日教組と言わぬから、何かもつと先生たちの代表と會つて、そういう人たちの声を聞くということが私は大事だと思ふ。教育長や教育委員ではこれで通る。そして、処遇やあるいは資質の向上をはかると言へば済むのですが、これが先生と直接大臣が会へば、こういう問題が出て

きて、もつと切実なものをあなたたちは感じて、そのうちに、そのうちになんということなく、どんどんと仕事を進めていかなければならぬと思ふのです。

いまの旅費の問題、九千円が九千五百円にことはなつていますね。これは各府県ともそれに従つてやっていますわ、そうでしょう。その半額を各府県が出すわけでしょう。私がその内容を聞いたら、まず第一番に研修旅費を引いてしまふ。そして今度は僻地へ行く人たちの旅費をそれから差し引く。大体研修旅費というのは膨大なものらしいのです。それを引くと、あとへ残るのはせいぜい二千元かそこらだそうなんです。その二千元を、今度は多く出張する人があるというふうなことから配分されるといふと、ほんとうにその使ひ道というものは実費がないのだそうなんです。もちろん、一般官吏がもうような正当旅費なんというものはもらえない。その日の弁当はもちろんですが、金を出して食べなければならぬ。そういう事情に置かれてゐるのが旅費なんですよ。それは即時何とかするといふふうな御答弁なんです。もつと旅費の問題等も、せめて旅費ぐらひは正當なものが支給されるような御配慮があつたらどうかと思ふのです。そういうものは、私は、先生たちとの直接の話し合いの中からでなければ出てこないと思ふのです。

次に、こういう問題があります。「特に付言して」と文部大臣の話の中にあるのですが、やはりこれも教育の正常化の問題ですが、「わたくしどもの任務として現場の先生方の意見・要望」というものを、私どもは一生懸命聞くこととしておるというふうなことに書いてある。できるなら、どんな意見を掌握しておるか、どんな要望を掌握しておるか、お聞きしたいのですよ。しかし、時間があつて、なまなまししい要望なんというものは聞けないはずですよ。

そこで、私は申し上げたいのですが、この意見という問題、先ほど教育委員会の問題が出まし

た。あなた方が敬意を表する教育委員会、よく警告をしてくれた、十月二十一日よくやったといつてはめた教育委員会、この教育委員会については、大臣、問題を持っておりませんか。学校の先生方が最も尊敬する教育委員会もあるかもしれせんよ。しかし、大体において、最近の地方教育委員会というふうなものはどういふ状況にあるか、この点くらいは、大臣も先生たちの感じておるものをお感じになっておると思うのです。教育委員会に対する批判というものがあつたら、大臣もひとつ述べていただきたいと思うのです。——なければいいです。敬意を表しているのだから、ないかもしらぬ。しかし、敬意を表したからといって、全部が全部いいという御判断じゃないと思うのです。中には問題があると思うのですが、共通してあるものは、教育委員会法が改正されるときに何と言ったか、文部省の人たちは言つたはずで、任命制になつて、これは政治的な色彩というものが濃くなるのだ。私どもはそういう点を非常に強く主張したのです。あるいは、いわゆる市町村長あるいは知事、そういうものの勢力に教育行政というものが握られるおそれがあるということ、私どもは任命制に反対したわけですが、最近どうせん、はつきりこう言つたのですが、最近どうです。そういう傾向は依然として文部省の言うとおりに保たれておりますか。

○齋藤(正)政府委員 教育委員会が任命制に切りかわるときに、従来の選挙によつて地位につくよりは、より政治的中立を確保するというのが改正法の精神でございました。規定をいたしまして、積極的な政治活動を禁ずるか、あるいは政党その他の政治団体の役員の地位にないとか、あるいは同一政党に所属する限界を設けるとかいうようなことをいたしておりますから、私は、政治的な中立というものがより教育委員会として前進をしている、かように考えておるわけでございます。

○小林委員 それは、あなたは本心で言っているのですか。そんな型どおりのことを言っているか

らだめなんだ。私の山梨県では教育委員長が何をしたか知っていますか。

○齋藤(正)政府委員 山梨県の教育委員長であつた成沢弘次氏が、ことしの一月十九日に起きた県知事選にかかると公職選挙法違反事件——成沢氏は十一月二十二日に退職されたのでありますが、その公職選挙法違反事件の關係の買収容疑で送検されていふという事実を知っていますか。

○小林委員 その次の委員長はどうですか。

○齋藤(正)政府委員 その次の委員長のことは存じません。

○小林委員 知つていてもあなた方は言われないのです。あなたの方角は、どつちを向いているかということがそれでわかる。だから敬意を表してしまふのですが、その次の委員長も、この知事が選挙に立つ以上私は知事を応援しなければ申しわけないといつて、教育委員長をまたやめた。最初の委員長が委員長をやめて選挙に出て、知事の選挙の応援をして、そして選挙が済むといふとまた教育委員長になる。そしてまた今度やめて、いまのような選挙違反を犯したわけですから、しかし、不起訴になりましたがね。次の委員長が、私も知事がかわいそうだから応援をするといつて抜ける。そういう事実があるといふことをあなた方も知つてはいます。そういうふうな結果になつていふのが今日の教育委員会です。さもなくとも大体市町村長の言ひになる教育委員会、あるいは、さもなくともそれと対立する教育委員会といふような状況になつておるわけですから、おっしゃるようなそういうものをぬけぬけとこの席で言つて、そんなことでは局長だといわれたいと私は思ふのだ。もつとまじめに、日本全体の教育委員のあり方といふものを検討して、改正するならば改正をしなければ——この人たちは、いま教育行政をつかさどつておるのではありませんか。あなた方が幾らむずかしいことを言つたからといつたつて、この人たちが法律どおりの、制度のとおり人間が選ばれていなければならぬ、だから、

それ書いては先生方に朱印ですが、最近先生方が

その人たちのさききりな何Pておられなければ何にもならない。だから、そう言つては先生方に失礼ですが、最近先生方が、その人たちのごきげんを伺つておられなければ自分の身が安全ではない。地教委でいま持つてゐる権限、やつてゐる仕事などというものは人事権だけですよ。あとは、教育行政は文部省から指令で出て、一〇・二一闘争に参画するよう人間はマークしろとか、そんなようなことをしかしてない。しかし、文部省の言うことを聞くから、りつぱな教育委員会がそつていふとあなたはおっしゃるかもしれないが、そんなものではないと私は思ふのです。(そろそろ時間だよ)と呼ぶ者ありしもし時間がなければ、次にやりますから……。

○床次委員長 一時三十分には大臣が退席を予定しておりますから、御協力ください。

○小林委員 そういう点で、申しわけないですが、大臣に次にお聞きしようと思ふのです。

いまのような問題を、私はまだいろいろの事実をあげて申し上げたいのです。教科書の問題、採択権を全然先生たちに関係させない、その教科書がどんな形でできてるか、先生たちは非常に不満を持つておられます。このままほうっておいたらたいへんなことだ。そういうことについて、先生たちの要望あるいは意見というものを聞くような形になつてきているという。そのあとのほうに日教組の問題が出てくる。大臣はこうおっしゃつていふ。「日教組も昔日のようなことではないと思ふ。」「昔のようなことはないと申うというのです。」「いろいろな点で改善が行なわれている。もう一步の努力によつて教育の正常化ができるのではないかと申う。」「こういふふう書いてある。私は、この全部を大臣と話をする時間がありませんから申しませんが、一つだけお答え願ひたいと思ふ。『もう一步の努力』というの、だれが努力するのですか。日教組ですか、先生ですか、文部省ですか。

○榎木国務大臣 私がそこで申しておりますのは、私としては日教組に対する態度——私

は、現在日教組の幹部とまだ話し合ひを始めておりません。しかし、私は、できるだけ早く日教組と会えるような状態になることを願ひたいとおるというのを、しばしば申し上げておるのでございます。それに対しては、私としては、日教なり全教師の方々のために、誠意を持つて文部大臣としての責任を果たすように努力してまいるのでございますから、日教組としてもひとつ誠意を持つてそのあり方につきまして努力してほしい、こういう希望を申し上げておるわけでございます。私は両者の考え方が一致しないとは考えておりません。私は、もう近く両者が、必ずお互ひに信頼感を取り返してくるということを確信いたしておるのでございます。

○小林委員 先ごろ大臣は、本会議で答弁しましたね、私は云々といふことで。何か最初のほうは、文部省といふのは関係ないんだ、県単位で教員組合とは折衝するものであつて、全国組織というものは云々といふようなことを言ひながら、今度は、前の大臣が云々でまことに不明瞭な態度をとられたのですが、大臣のその気持ちは私もわかります。大臣がそういう熱意を持つておることはわかるけれども、もう一步の努力というのはやはり大臣自身がすることであつて、私は、それには大臣が命をかけていいと思ふのです。そうして、年じゅう遠くから倫理綱領云々だなんといふことを言つておらずに、ほんとうにあなたたちを説得するような、そういう努力こそ、予算をたくさんつくるよりも、いろいろな法律案を出すよりも、文教行政ではそれができれば、私は一番りつぱな教育行政をやつたと言つてもいいと思ふのです。そういう中から先生方全体と常に話し合ひ、意見を聞く、あるいはその人たちの要望を聞く、そういう中で具体的な政策を立てていくといふことができるのじゃないかと思ふのです。大臣、非常にお忙しいところをまことに申しわけございませんから、これでもつて終わらしていただきます。大臣は札幌へおいでになるそうですから、どうぞ行つてください。

委員長、どうでしょうか。私はまだ文部行政についての一般質問がたくさんあるのですけれども……。

○床次委員長 きょうはその程度にしたいだいで、また適当な時期にしてください。

○小林委員 それではそのようにお取り計らい願うこととして、きょうはこの程度にいたしておきます。

○床次委員長 次回は、来たる二十八日、水曜日、午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十二分散会

文教委員會議録第六号中正誤

ページ 段 行 誤 正

六四三 女性 女性

六四三 女性 女性

七二末 社会 社会

八一六 議題 議題